

# 農業振興地域指定市町

## 制度に基づく措置等

区分	根 拠 法 等	指 定 基 準 等	措 置 等
農 業 振 興 地 域	<p>農業振興地域の整備に関する法律</p> <p>(制定年月日) 昭和44年7月1日 法律第58号</p> <p>(目的) 総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。</p>	<p>自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域で、次の要件に該当すること。</p> <p>1 その地域内にある土地の自然的条件及びその利用の動向からみて農用地等として利用すべき相当規模の土地があること。</p> <p>2 その地域における農業就業人口その他の農業経営に関する基本的条件の現況及び将来の見通しに照らし、その地域内における農業の生産性の向上その他農業経営の近代化が図られる見込みが確実であること。</p> <p>3 国土資源の合理的な利用の見地からみて、その地域内にある土地の農業上の利用の高度化を図ることが相当であると認められること。</p>	<p>1 補助融資事業等の重点的実施</p> <p>2 税制上の優遇措置の実施</p> <p>3 開発行為の制限 農用地区域内において開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう）をしようとするときは県知事（本県の場合、権限移譲により市町長）の許可を受けなければならない場合がある。</p>

## 農業振興地域指定市町

指 定 年 度	指 定 地 域	市 町 名 (地域名)
S44年度	8	三次市（三次・三和）、大崎上島町（大崎）、尾道市（瀬戸田）、世羅町（世羅、世羅西）、庄原市（東城、高野）
45	18	庄原市（庄原、西城、口和）、広島市（安佐）、呉市（下蒲刈、倉橋）、廿日市市（佐伯）、北広島町（豊平）、東広島市（黒瀬）、大崎上島町（木江）、三原市（久井）、世羅町（甲山）、神石高原町（油木・神石）、三次市（甲奴・吉舎・三良坂）、安芸高田市（吉田）
46	24	三原市（三原、大和、本郷）、尾道市（尾道、御調、向島）、福山市（芦田、駅家、内海）、大竹市、呉市（蒲刈、豊）、広島市（五日市、湯来）、北広島町（芸北、大朝、千代田）、江田島市（能美）、安芸高田市（八千代・美土里・高宮）、東広島市（河内）、神石高原町（豊松）、庄原市（比和）
47	19	尾道市（因島）、福山市（福山、加茂、神辺）、府中市（府中）、東広島市（東広島、福富、豊栄、安芸津）、江田島市（江田島・沖美町・大柿町）、安芸太田町（筒賀）、安芸高田市（甲田・向原）、呉市（安浦）、神石高原町（三和）、庄原市（総領）、三次市（布野）
48	13	広島市（白木）、竹原市、熊野町、廿日市市（吉和）、安芸太田町（加計・戸河内）、福山市（新市、沼隈）、府中市（上下）、三次市（君田、作木）、呉市（豊浜）、大崎上島町（東野）
52	1	広島市（高陽）
53	1	呉市（呉）
58	2	呉市（音戸）、広島市（阿戸）
H4	1	広島市（戸山）
計	14市6町	

(農林水産局 農業経営課)